

設 立 趣 旨 書

1 . 趣 旨

日本は、戦後半世紀にわたる国民の努力の積み重ねにより、物的側面から見れば豊かな社会となりました。しかしながら、その事が質的(精神的)な豊かさにも結びついているとは必ずしも言えないのが実状です。

また、今後我が国社会は、労働時間の短縮や高齢化、あるいは少子化等の社会現象に伴い、国民の自由時間は大幅に増大していく事が予想されています。

このような中で、余暇活動は心の豊かさを求める国民の、最も強い関心事となっており、余暇の意味合いも「仕事の息抜き」という消極的な面から「人間らしさの追求」という積極的な意味合いへと変革してきていることも事実です。

このような時代の入口ともいえる一九八一年に産声を上げた シティーウィングズ 久留米市民吹奏楽団(当時は「筑後地区吹奏楽団」)は、広く一般市民に対してコンサートなどの音楽演奏活動を行い、地域文化の振興と音楽のある豊かな街づくりに貢献する。また、21世紀の地域社会を担う子どもたちに対しては、出張音楽教室や講習会などの音楽普及活動を行い、豊かな情操を培うとともに、健全育成に寄与することを目的として、今日まで活動を続けてきた団体です。まさに時代に適合し、社会的使命をもつ団体であると確信しています。

がしかし、その活動にあたっては「練習場や設備備品の問題」「運営資金の問題」「社会的信用の問題」など、任意団体であるがゆえの困難が常につきまとして参りました。

その原因は、団体としての社会的信用がなく、活動そのものの責任が一個人に回帰することから、特定の個人に対し多大な負担が集中する事などが考えられます。更にはその事がこれまでの活動の不安定要因をはらんでいたとも言えるでしょう。

このような状況を鑑みて、これまでと同様、個人単位での努力を続けても、活動の質の向上はおろか、本来の目的である地域文化の振興や音楽のある豊かな街づくりに貢献する事などは、極めて難しくなっていく一方だと思われれます。

さりながら、現代の社会状況を見るに、いわゆる構造不況の中、必然的に「衣」「食」「住」の政策的な優先がなされておりますが、このような殺伐とした時代にこそ忘れられがちな「心の豊かさ」を追求し続けることを止めてはならない!と痛感します。

そこで、先般の特定非営利活動促進法施行を機に認証を得、法人格を得る事によって、前述した任意団体であるが故の問題を克服することこそ、将来に渡り活動を続けていくため必要な条件ではないか・・・、非営利団体ならではの特徴を活かし、更にはその優位性をもとに、目的達成のため質の高い活動へと発展させていくことが大切ではないか・・・、そして特定非営利活動法人シティーウィングズ久留米市民吹奏楽団としての再出発が「個人から組織～更には地域の活動へ」とその活動の輪を拡げていくことにつながるのではないかと、考える次第です。

新しい文化団体を作ることは、文化に対するひとかけらの情熱と、中心になる者のほんの少しの努力があれば比較的容易です。

しかし、それを維持し崇高な目的を掲げ、更に発展させていくことは並大抵の事ではありません。まして個々の利害を抜きにして地域のため・・・、将来のため・・・、常に前向きな姿勢を保持しながら活動を続けていく事など、一個人の力だけではどうしようもないことではないでしょうか。

地域文化の振興と豊かな街づくり実現のため、特定非営利活動法人シティーウィングズ久留米市民吹奏楽団の設立趣旨にご賛同賜りますようお願いする次第です。

2. 申請に至るまでの経過

- 1980.4.1. 久留米で唯一の一般吹奏楽団として「筑後地区吹奏楽団」を任意団体として結成。
- 1985.1.1. より市民に愛される音楽団体を目指し団の名称を「久留米市民吹奏楽団」に改名。
また、新たに団則（下記抜粋参照）を設け、活動の目的を明確化した。
- 任意団体 久留米市民吹奏楽団 団則（抜粋）
- 第二条(目的)、当吹奏楽団は、吹奏楽愛好者で構成する演奏団体で、アマチュア吹奏楽団として相互の連携と親睦を深めると共に、演奏技術の向上を目指し、地域音楽文化の振興と発展、および豊かな街づくりに寄与することを目的とする。
- 1999.7.2. 久留米市民吹奏楽団は、社会的に有用な目的を掲げ活動を続けてきた非営利団体であるにも関わらず、任意団体であるが故に社会的信用がなく、結成以来約19年余～実に様々な困難を経験してきた。
また今後活動を続けてゆくために解決しなければならない問題が山積したため、先般の特定非営利活動促進法の施行を機に、法人格を取得し、将来に渡り更に質の高い活動を行っていくことを、任意団体 City Winds 久留米市民吹奏楽団の運営委員会にて決議、団内に「NPO設立準備委員会」を設け5名の委員を選任する。
以降 1999.11.29 まで十数回会議および勉強会を重ね、また所轄庁にも相談を行い、設立認証申請に向けて準備を進める。
- 1999.11.14. 任意団体久留米市民吹奏楽団の団員総会にて、特定非営利活動法人の設立趣旨を説明、これまでの任意団体を発展させ、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団として再出発することを満場一致で議決。
また設立認証申請に向けて以下(1)～(3)を議決した。
- (1)特定非営利活動法人の目的を・・・
「広く一般市民に対してコンサートなどの音楽演奏活動を行い、地域文化の振興と音楽のある豊かな街づくりに貢献する。
また、21世紀の地域社会を担う子どもたちに対しては、出張音楽教室や講習会などの音楽普及活動を行い、豊かな情操を培うとともに、健全育成に寄与することを目的とする。」・・・とし、
- (2)目的を達成するために行う（法別表の）特定非営利活動の種類を・・・
まちづくりの推進を図る活動
文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
子どもの健全育成を図る活動

- (3) 目的を達成するため行う特定非営利活動に係る事業を・・・
- 定期的な演奏会
 - 小学校中学校を対象とした出張音楽教室
 - 管打楽器講習会の開催や講師派遣などの音楽普及事業
 - 地域イベントや施設等での依頼演奏の受託事業
 - 機関誌の発行事業
 - 情報の発信と収集およびネットワーク作り等のインターネット事業
 - 技術向上のための講習会の受講など研修事業・・・とした。

1999.11.26. 特定非営利法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団設立総会を開催。

1999.12.1. 設立認証を福岡県に申請する。

以上、

1999年12月1日

特定非営利活動法人
シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団

設立代表者 住所 福岡県久留米市高良内町2373番地の4

氏名

松 ■ 昭彦

